

<労農記者クラブ扱い>

大阪労働局発表  
令和5年8月8日(火)

報道関係者 各位

【照会先】  
大阪労働局職業安定部雇用保険課  
(代表電話) 06(4790)6320

## 岸和田公共職業安定所における文書の誤廃棄について

大阪労働局(局長 木原 亜紀生)は、岸和田公共職業安定所(所長 木谷 浩)において発生した個人情報を含む文書の誤廃棄と推測される事案の発生について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

### 1 概要

岸和田公共職業安定所(以下「岸和田所」という。)において、事業所Aから提出された労働者Bさん及びCさんの雇用保険被保険者資格取得届(以下「取得届」という。)を岸和田所内に設置しているシュレッダーにより誤廃棄したと推測されるもの。

なお、取得届には、労働者Bさん及びCさんの個人番号、被保険者番号、氏名(漢字・フリガナ)、性別、生年月日、賃金、資格取得年月日等が記載されている。

### 2 事実経過

#### (1) 令和5年6月19日(月)

事業所Aから労働者Bさん及びCさんの取得届を、郵便物の仕分けを行う庶務課において特定記録郵便として受付した。

#### (2) 令和5年7月20日(木)

事業所Aから労働者Bさん及びCさんの取得届の処理状況について確認の電話があり、雇用保険担当部署(以下「担当部署」という。)の職員Dは6月19日に事業所Aからの取得届を特定記録郵便により受け付けている事実を庶務課から確認した後、その他職員とともに岸和田所内をくまなく搜索したが、発見されなかった。

#### (3) 令和5年7月21日(金)

庶務課から回送された郵便書類に関しては、本来、担当部署で管理している郵

便物受付簿に記載するが、事業所 A の労働者 B さん及び C さんの取得届に係る郵便物は同受付簿に記載されていなかったことから、所内の防犯カメラの映像の確認と職員への聴き取りによって 6 月 19 日における郵便物の受付処理の状況等の調査を行った。その結果、以下のとおりだった。

- ・担当部署の職員 D が当日の郵便物の受付処理を行っていたが、電話対応のために処理を中断した。

- ・処理を中断する際、処理が完了していない事業所 A の同取得届に係る郵便物については、未処理の郵便物を保管する箱に再格納すべきであったが、未処理の郵便物も処理済みの郵便物（中の書類が取り出してある空の封筒）と同じ作業机に置いた状態のまま離席した。

- ・その後、職員 E が郵便物の受付処理を行ったが、職員 D から十分な引継ぎを受けないまま処理を行った。

- ・職員 E は、作業机に置いてあった未処理の郵便物を処理したが、事業所 A の郵便物は処理しなかった。上記のとおり未処理の郵便物と処理済みの郵便物が作業机において明確に分けられていなかったため、事業所 A の労働者 B さん及び C さんの取得届に係る郵便物については、既に処理済みであるものと勘違いし、中身を確認せず処理済みの郵便物とともにシュレッダー用の専用箱に投下したと推測されること。

- ・翌日、職員 F は、シュレッダー用の専用箱にあった処理済みの郵便物等について、中身を確認せず廃棄した。その際、事業所 A の労働者 B さん及び C さんの取得届が入ったままの受付が未処理の郵便物と一緒にシュレッダーで廃棄されたものと推測されること。

#### (4) 令和 5 年 7 月 24 日（月）

事業所 A を訪問し経過説明及び謝罪を行った。

### 3 誤廃棄が生じたと考えられる要因

(1) 郵送物の受付処理を行った際に、電話対応で作業を中断したが、所定の保管場所に処理未完了の郵便物を再格納しなかったこと。

(2) シュレッダー用の専用箱に投入する際に、紛れ込みがないかについて、不要書類（封筒の中身も含む）を 1 枚 1 枚確認して投入することを怠ったこと。

(3) 廃棄前の最終確認を怠ったこと。

### 4 二次被害の可能性

岸和田所内のシュレッダーにより裁断していると推測されるため、二次被害の可能性は少ないと考えられる。

### 5 再発防止策

#### (1) 岸和田所における対策

①令和 5 年 7 月 24 日（月）に緊急幹部会議を開催し、事案の概要と要因について説明。基本動作の再徹底について指示するとともに、作業手順についても全課・部門に点検を実施した。

②令和 5 年 7 月 26 日から 8 月 18 日の間に全職員・非常勤職員に対し緊急個人情報保護研修を実施し、改めて郵便物の処理や廃棄書類のシュレッダー処理の手順に係る確認を行うとともに、これらの手順に係る実際の動作をロールプレイにより確認する。

#### (2) 大阪労働局における対策

①令和 5 年 7 月 27 日（木）に総務部長から局内各部・各署所の全所属長に対して、本事案の概要を周知するとともに、漏えい防止に関する基本動作の再徹底にかかる注意喚起を実施した。

②令和5年7月31日（月）に局長、各部長及び各課長が出席する会議（局議）において、総務課長から出席者に対して、当該事案の概要周知と個人情報の適正な管理の徹底について説明した。

③令和5年8月3日（木）に職業安定部長から府内各公共職業安定所長に対して、同様の事案の再発を防止するため、個人情報の適正な管理の徹底について指示するとともに、各安定所における郵便の受理や担当部門での受理及び処理方法、シュレッターの実施方法の詳細について報告を求め、9月末までを目途に労働局による点検を実施する。

④令和5年8月8日（火）に実施する公共職業安定所長会議において、局長、総務部長、職業安定部長から府内各公共職業安定所長に対して個人情報の適正な管理の徹底について指示する。

⑤令和5年8月末に、岸和田所に対し地方監察官による特別監察を実施し、岸和田所の業務指示及び再発防止策の履行状況を確認する。